

定 住・移住する子育て世帯等の住宅取得を支援します （次世代定住支援事業補助金）

【問合せ】地方創生・総合戦略室
（田沢湖庁舎） ☎ (43) 3315

市内に住宅を新築または建売住宅を購入する子育て世帯や45歳以下の夫婦の定住・移住を応援するため、①の補助金を交付します。

平成31年度内に住宅を取得する予定の方は、②の提出書類などにより、期限までに必要書類を提出してください。

提出書類は、市ホームページ（https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/jisedai_teijyu.html）に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室、角館・西木地域センターに設置しています。

① 補助金の概要

補助対象	補助の種類	補助金額など	補助限度額
新築または建売住宅の取得	定住世帯	1世帯 40万円	
	移住世帯	1世帯 60万円	
	子育て加算	18歳以下の子どもや高校などに在学する子ども1人につき 10万円	1世帯 20万円
	市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合 10万円	

※この次世代定住支援事業補助金は、現行制度の運用期間が平成32年3月31日までとなっています。平成31年度内に工事が完了し登記が完了したものが対象となります。

② 提出書類など

着工・完成時期	提出書類	提出期限	添付書類
平成30年度に実施計画書を提出した方で、 平成31年3月31日以前に工事着手 し、平成31年度内に工事完了し登記が完了する方	交付申請書	平成31年4月1日以降 速やかに	▶ 定住誓約書（様式第2号） ▶ 世帯全員の住民票（世帯主と続柄を省略しないもの） ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票（移住世帯に該当しない場合は不要）
平成31年4月1日以降に工事着手 し、平成31年度内に工事完了し登記が完了する方	交付申請書	平成31年4月1日以降の 工事着手前に	▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図（案内図、配置図、平面図など） ▶ 定住誓約書（様式第2号） ▶ 世帯全員の住民票（世帯主と続柄を省略しないもの） ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票（移住世帯に該当しない場合は不要）

平成31年度慰霊巡拝を実施します

【問合せ】◎社会福祉課（西木庁舎） ☎ (43) 2288
◎秋田県福祉政策課 監査・援護班
☎ 018-860-1318

厚生労働省では、旧主要戦域などにおいて戦没者を慰霊するため、ご遺族を対象とした慰霊巡拝を実施しています。平成31年度は次の地域で実施予定ですので、参加を希望される場合は左記までお問い合わせください。

●実施地域／アッツ島、モンゴル、旧ソ連、中国、硫黄島、インド、フィリピン、東部ニューギニア、ソロモン諸島、マリアナ諸島

住 宅のリフォーム工事費の一部を補助します （仙北市住宅リフォーム促進事業）

【問合せ】建設課 都市計画係（西木庁舎） ☎ (43) 2295

- 申込期間／10月31日(木)まで
- 補助対象者・対象住宅／
仙北市民（仙北市に転入予定者含む）
で、申請者と同居家族すべてに市税
や市諸収入に未納がない方
市内に建物があつて自らが居住する住宅
- 対象となる工事／工事費が50万円
以上の市内の住宅（住宅の修繕、
屋根の葺き替え、トイレ・浴室・
台所改修など。ただし、車庫、物置、
倉庫、事業用の建物、農作業小屋
などは除く）
- 施工業者／市内に事業所を有する
法人または個人であること（下水
道施設などへの接続工事を含む）
- 申請に必要な書類／申請書
見積書
見積書や請書の写し
工事前の全体と工事個所の写真
固定資産課税台帳の写し
申請者と同居者の市税などの完納
を証する書類など
- ※詳しくは市ホームページ（https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/matsnew.php?id=2304）または建設課都市計画係に
お問い合わせください。
- ※介護保険を利用して住宅改修を行う場
合も対象になります。
- ※秋田県の住宅リフォーム推進事業と併
用ができます。
- ※補助金の交付申請は、工事に着手する
前にお願います。

● 助成内容

タイプ	①持ち家型		②空き家購入型		
	一般世帯	子育て世帯	仙北市 在住世帯 （子育て世帯）	市外からの 移住・定住世帯 （一般世帯）	市外からの 移住・定住世帯 （子育て世帯）
補助率	補助対象 工事費の 5% 限度額 10万円 （千円未満切り捨て）	補助対象 工事費の 10% 限度額 20万円 （千円未満切り捨て）	補助対象 工事費の 15% 限度額 30万円 （千円未満切り捨て）	補助対象 工事費の 15% 限度額 30万円 （千円未満切り捨て）	補助対象 工事費の 20% 限度額 40万円 （千円未満切り捨て）

子育て世帯	空き家購入	市外からの移住・定住世帯
申請年度に18歳以下の子どもを扶養する世帯（申請者は子どもの親）	平成30年10月1日以降に仙北市の空き家を購入した方（登記をした場合に限り） ※2親等以内の親族からの購入を除く。 ※人が居住していたことがあり、居住者または利用者がいない住宅（証明者により空き家であったことが証明できるものに限る）で、かつ、建築後10年を経過した住宅。	5年以上仙北市外に在住し、定住を目的に仙北市に住所を移動しようとする世帯（移動の日から3年以内の世帯を含む）

● 補助対象事業および補助率（額）

補助対象事業	新築工事	増築、改築、改装、補修工事 または既存建物の取得
補助率（額）	実施金額の5分の1以内 限度額 120万円	実施金額の2分の1以内 限度額 60万円

※実施金額には、備品購入費、解体費、土地関係費を含みません。
※トイレの水洗化かつ雑排水の浄化設備の施工を含む場合は、加算があります。
※財産区の区域内における集落集会所などの場合は、加算となる場合もあります。
※以前にこの補助金の交付を受けた場合は、5年を経過していることが条件となります。

● 補助対象者／自治会、町内会、集落会など
仙北市では、住民が行う集落集会所などの建築もしくは修繕などに対し、補助金を交付しています。

仙 北市集落集会所等の 建築費補助について

【問合せ】総務課
（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1111



市内4か所に新しく危機管理型水位計が設置されました

【問合せ】総合防災課（田沢湖庁舎）☎（43）1115

県では、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」の取り組みとして、県管理河川において危機管理型水位計の整備を進めてきました。この度、設置が完了し、4月1日から運用を開始します。お知らせします。

●危機管理水位計とは？

洪水時の水位観測に特化した小型で低コストな水位計で、河川の水位が一定の水位まで上昇した時に観測を開



先達川に設置された水位計。

始します。今後、住民避難支援への活用が期待されます。

●設置場所／

▶入見内川（熊堂橋）角館町西長野熊堂

▶才津川（都野橋）田沢湖梅沢字東田

▶山谷川（安久戸橋）角館町川原下袋

▶先達川（先達新橋）田沢湖田沢字供養仏

※情報は、秋田県河川砂防情報システムホームページ（<http://saibouet.aki.go.jp/kasasbo/index.html>）をご覧ください。

自立支援医療制度（精神通院医療）を知っていますか？

【問合せ】社会福祉課（西木庁舎）☎（43）2288

精神疾患の外来通院にかかる保険診療の医療費（病院での診察・検査代・調剤薬局のお薬代薬剤費、デイケア、訪問看護などの費用を含む）の一部を公費で負担することにより自己負担額が原則1割に減額される制度です。

対象となる精神疾患は、統合失調症、気分障害（うつ病）、双極性障害など、不安障害（パニック障害）、強迫性障害、PTSDなど、薬物、

アルコール依存症、知的障害、心理的発達の障害、アルツハイマー病型認知症、血管性認知症、パーソンナリティ障害、てんかんなどです。

自己負担額については、世帯収入と症状によって、負担額の上限が定められます。

申請の受付窓口は、社会福祉課、田沢湖・角館地域センター、各出張所で行っています。

定住対策補助金のご案内

【問合せ】地方創生・総合戦略室（田沢湖庁舎）☎（43）3315

仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るための各種補助事業を行っています。補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。詳しくは市ホームページ（<https://www.city.semboku.akita.jp/egakite/index.html>）または地方創生・総合戦略室にお問い合わせください。

●新婚さんのアパートなどの家賃を一部助成します

●夫婦ともに婚姻届出日に満50歳以下で届出から3年以内の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に入居した場合、家賃の2分の1（月額上限2万円）を、申請のあった翌月から最長平成32年3月まで助成。市外から移住された方の定住を応援します

●定住促進奨励金

●市外に5年以上在住していた方が仙北市に定住することを目的として住宅を取得し、移住した場合、納めた固定資産税額相当額を、課税される初年度から3年度助成。

●空き家の家財道具などを処分する費用を助成します

●空き家家財道具等整理補助金

●仙北市空き家情報登録制度（空き家バンク）に登録した空き家の所有者に対し、売買契約が成立し家財道具などを処分する場合、処分費用の2分の1（上限10万円）を助成。

●出会いの場を企画してみませんか？

●出会いのきつかけ応援イベント補助金

●独身男女の健全な出会いの機会を提供する事業、異性とのコミュニケーション能力向上に役立つ事業など、出会い・結婚へのきつかけづくりとなるイベントを市内で実施する団体に対し、開催費用のうち補助対象経費（上限10万円）を助成。

春の一斉クリーンアップ

4月21日（日）午前6時～

各地区・各町内会の皆さまのご協力をお願いします。

場所

自宅周り、地区や町内の会館周り、沿道、側溝、桧木内川堤（角館地区）など。

回収方法

次の日から通常のごみ収集とあわせて随時行います。（ごみの収集曜日の関係で、「燃えないごみ」の回収が遅くなる地区もありますがご了承願います）

集め方

「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を別々のごみ袋に集め、地区・町内のごみ集積所に出してください。使用する袋は市指定のごみ袋のほか、スーパーのレジ袋などでも差し支えありませんが、使用する袋には必ず「クリーンアップ（〇〇町内）」と大きく書いてください（未記入のものは回収しません）。ただし、黒い袋や肥料袋は使用しないでください。

※平日の8:30～16:30までであれば「燃えるごみ」は北部ごみ処理センター、「燃えないごみ」は各一般廃棄物最終処分場へ直接搬入しても結構です。その際は、必ずクリーンアップのごみとお伝えください。

※残雪などの影響により、当日、実施できない場合は、地区の事情に合わせて実施していただいても結構ですが、必ずご連絡をお願いします。

※家電や粗大ごみを発見した場合はご連絡をお願いします。

※作業中の事故には十分ご注意ください。

【問合せ】仙北市市民生活課環境保全係 ☎43-3308
大曲仙北広域北部ごみ処理センター ☎54-3305

休日OK！住民票や印鑑登録証明書の取得はコンビニで！

【問合せ】市民生活課市民係（角館庁舎）☎（43）3307

休日でも取得可能だった学習資料館での住民票・印鑑登録証明書交付の取り扱いが、3月末日をもって終了しました。これからは、年末年始を除き取得できる証明書コンビニ交付サービスをご利用ください。サービス提供店舗は、全国の大手コンビニエンスストア、イオンなどです。

なお、コンビニ交付サービスにはマイナンバーカードが必要です。詳しくは、広報せんぼく平成30年12月1日号と12月16日号をご覧ください。



農地転用による農業振興地域除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農業振興課 農業振興計画担当（西木庁舎）☎（43）2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途（住居、工場、資材置場、駐車場など）に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となっています。

●除外要件／

▶農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること

▶除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと
▶周辺の担い手などの農用地の利用の集積に支障がないこと
▶土地改良施設（農道や水路など）に支障をおよぼさないこと
▶土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること

※除外要件など詳しい内容については、お問い合わせください。

●受付期間／4月1日（月）～5月10日（金）